

2024 北のいずみ

4月

4月ニュース

発行・神戸北民商 4月1日号

無料法律相談は

4月19日(金曜日)

午後2時です。予約して

ください。

消費税の申告は、月末まで続いています。申告しないと、無申告扱いとなります。国税庁は、所得税・消費税の無申告者の摘発に力を注ぐと言われています。無申告は、【税務調査の可能性】を高めます。周りの方で、確定申告まだの方、消費税で悩んでいる方が、いらっしゃったら、ご紹介ください。税のことを一緒に勉強しつつ、『商売と暮らしを守る知恵を出し合う』民商の仲間の輪は、業者の心の拠り所です。

共済理事会を開催し、みんなで行動しようと、役員の方、『共済はいいよ、1000円の掛け金で、病気になっても安心』との声掛けで、『配偶者加入・子どもなどの加入』が進み、加入口数が増え続けています。会員も共済会も婦人も青年も、3月ギリギリまで、紹介を増やしながらか『会員・商工新聞を増やす努力』で、2024年の春の運動を成功させ、4月現勢を突破しましょう。



告の



春の運動期間中の入会者 ①写真

消費税の確定申告は、3月31日が期限ですが、税務署は、スマホ・PCで、申告してくださいと、申告書を郵送していません。だからと、申告しないと無申告になります。お早めに。